

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示

2024 年の診療報酬改定に伴い、医療法人 IHI 播磨病院訪問看護ステーションプラムは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報及び薬剤情報等を取得して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

これに係る施設基準は下記のとおりです。

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を整備している。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するために十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことについて、掲示またはウェブサイトに掲載していること。

令和 7 年 1 月

医療法人 I H I 播磨病院
訪問看護ステーション プラム